

3. 洪水予報作業環境の整備

3-1 洪水予報文等を作成するための支援システム

都道府県と気象庁は、国土交通省および気象庁が整備した洪水予報文等を作成するための支援システム（以下、支援システム）等を利用することができる。このシステムの利用にあたっては、国土交通省地方整備局等、管区气象台及び都道府県の三者で利用に関する協定を締結するものとする。

都道府県と気象庁は洪水予報の発表に際し、国土交通省と気象庁が整備した支援システム等を利用することができる。このシステムの利用にあたっては、国土交通省地方整備局等、管区气象台及び都道府県の三者で、利用に関する協定を締結し次の項目を定めておくものとする。

- ① 目的
- ② システムの利用
- ③ システムに関する問い合わせ先
- ④ 費用負担
- ⑤ その他必要な事項

3-2 支援システムの利用にあたって設定すべき事項

支援システムを利用するためには、以下の事項を設定する必要がある。地方整備局等や气象台が管理するシステムについては、それぞれの機関に依頼して必要な設定を行うものとする。なお、変更があった場合には、適切に更新する必要がある。

【地方整備局等設定項目】

- ・ 予報区域名・コード
- ・ 担当官署名・コード
- ・ 基準水位（流量）観測所名・コード、各種メタデータ
- ・ 河川コード

【气象台設定項目】

- ・ 流域雨量地域名・コード

【都道府県設定項目】

- ・ その他

なお、「氾濫する可能性のある水位」などの事前設定等、使用手順が通常と異なる場合があることから設定についてはそれぞれの機関と調整すること。